（様式第３号）

**愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業　委託契約書**

社会福祉法人○○○（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、甲が行う退職金制度の資産の管理運用について、愛媛県民間社会福祉事業従事者退職共済支援事業（以下「共済支援事業」という。）「規程」及び「実施規程」並びに「取扱要領」に基づき、甲が乙に委託するにあたり、その資産の管理運用と事務処理等に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲が行う退職金制度の運用を支援するため、乙は、共済支援事業「規程」及び「実施規程」並びに「取扱要領」に基づき、資産の運用管理及び事務処理等を行う。

（業務の内容）

第２条　本業務の内容は、共済支援事業「規程」及び「実施規程」並びに「取扱要領」のとおりとする。

（契約期間等）

第３条　本契約の契約期間は、甲乙の契約締結日から契約解除日までとする。

２　愛媛県民間社会福祉事業従事者退職年金共済（以下「旧共済」という。）規程の施行時に契約を行った法人の契約日は、旧共済契約承諾日とし、共済支援事業に引き継ぐものとする。

（契約の解除）

第４条　甲乙は、共済支援事業規程第７条に基づき、契約を解除することができるものとする。

２　前項により本契約を解除した場合は、甲は乙に対し、共済支援事業実施規程第２２条及び第２３条により契約解除返還金を返還請求することができるものとする。

（共済支援事業の運営）

第５条　甲は、乙が行う資産の管理運用等について、本共済支援事業の適切な運営を期するために、共済支援事業規程第８条により、契約者の代表等で組織する運営委員会に権限を委任するものとする。

（審査の請求）

第６条　甲は、本共済支援事業に関する処置について不服のある場合は、乙に対し、文書をもって審査の請求をすることができる。

２　前項による請求に対し、乙は、すみやかに運営委員会に諮問し、裁決しなければならない。

（守秘義務）

第７条　甲乙は、本共済支援事業の実施に際して知り得た相手方に関する一切の事項について、無断で第三者に洩らしてはならない。ただし、公知の事実を除く。

（協議）

第８条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、共済支援事業「規程」及び「実施規程」に基づくものとし、その他については、甲乙が協議の上、解決するものとする。

２　本契約に関連して甲乙間に生じた一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙の記名押印の上、各１通を保有する。

　年　月　日

甲　（所在地）

　　社会福祉法人○○○

　　理事長　○　○　○　○　　　　　印

乙 松山市持田町三丁目８番１５号

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

会　長　○　○　○　○　　　　　印